

# 生活再建に向けて

## 《り災証明書の発行と支援》

り災証明書とは、大規模な地震や風水害などの災害が起こったとき、市町村が住家に係る被害状況の調査を行い、被害の程度を証明するものです。このり災証明書をもとに、生活再建支援金の給付や応急仮設住宅への入居などの行政支援が行われます。

### ●●●被災から支援措置の活用までの流れ●●●



大規模災害時の申請受付開始は市ホームページや広報でご案内します。

市へ申請(被災者)



被害認定調査(市)



り災証明書発行(市)



生活再建支援(被災者)



	全壊	大規模半壊	半壊	準半壊
被害のイメージ				
	損壊が甚だしく、補修により再使用することが困難なもの	半壊し、柱等の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの	損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもの	半壊に準ずる程度の損傷を受けたもので、その住家の損害割合が10%以上20%未満のもの
損害割合	50%以上	40%以上50%未満	20%以上40%未満	10%以上 20%未満

住家の被害について、被災された方等の自己判断により準半壊に至らない場合(損害程度が10%未満)に限り、被害認定調査を省略し、申請時に添付する写真にて被害の判定を行うことができます(自己判定方式)。ただし、提出された写真では被害の有無等の判別が困難な場合は、市の職員が現地調査を行います。

主な支援策	内 容
給 付	被災者生活再建支援金、義援金 など
融 資	災害復興住宅融資、災害援護資金 など
減 免・猶 予	税、保険料、公共料金 など
現 物 支 給	災害救助法に基づく応急仮設住宅、住宅の応急修理 など

### 応急危険度判定

大地震が発生した場合、余震等による二次災害を防止するため建築物の調査(応急危険度判定)を行います。

建築物が安全かどうか「危険(赤色)」「要注意(黄色)」「調査済(緑色)」の3区分で判定します。

建築物の見やすい場所に表示し、居住者等にお知らせします。



**注意!**

応急危険度判定に伴う調査は、り災証明書発行に伴う被害認定調査とは異なるものです(応急危険度判定で危険(赤色)の判定となっても、り災証明書で必ずしも全壊となるわけではありません)。

### 《災害廃棄物の処理》

大規模な自然災害時には、膨大な量の災害廃棄物が一斉に発生することが想定されます。円滑かつ迅速な処理や再資源化を進めるため、災害時においても可能な限り分別排出をお願いします。詳細は、「災害時のごみの排出・分別等の心構え」をご覧ください。

八王子 災害時のごみの排出 分別等

検 索

click !!

